

# 無線システム普及支援事業費等補助金(携帯電話等エリア整備事業)

携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できない過疎地等において市町村が携帯電話等の基地局を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助します。

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的としています。

- ア 事業主体：** 地方自治体(市町村) ←基地局施設  
無線通信事業者等 ←伝送路施設
- イ 対象地域：** 地理的に条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- ウ 補助対象：** 基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等)  
伝送路費用(中継回線事業者の設備の10年間分の使用料)
- エ 負担割合**

国 2/3	市町村等 1/3
----------	-------------

\* 世帯数が100以上の場合、国の補助率は1/2

当初予算額 (百万円)

H25年度	H26年度
2,480	1,500

イメージ図

